

資 料

(証券税制関係)

目

次

・ 株式等譲渡益課税の見直し	1
・ 株式等譲渡益課税の優遇措置の適用時期	3
・ 特定口座への移管が可能な上場株式等	4
・ 特定口座実施円滑化プロジェクト・チームについて	5
・ あるべき税制に向けた基本方針（抄） - 金融税制のありかた -	6
・ 株式投資を行いたいと考える理由	7
・ 最近の主要国の株価指数の推移	8

－ 株 式 等 譲 渡 益 課 税 の 見 直 し －

上場株式等に係る株式譲渡益課税の見直し(13年11月改正)

申告分離課税の見直し(平成15年1月実施)

- ・ 申告分離課税への一本化
- ・ 申告分離課税の税率の引下げ 現行26%(国税20%、地方税6%) → 20%(国税15%、地方税5%)
- ・ 譲渡損失の繰越控除制度の創設 損失が生じた年の翌年以後3年間の繰越
- ・ 取得費の特例の創設 平成13年10月1日における価額の80%(平成13年9月30日までに取得した上場株式等)

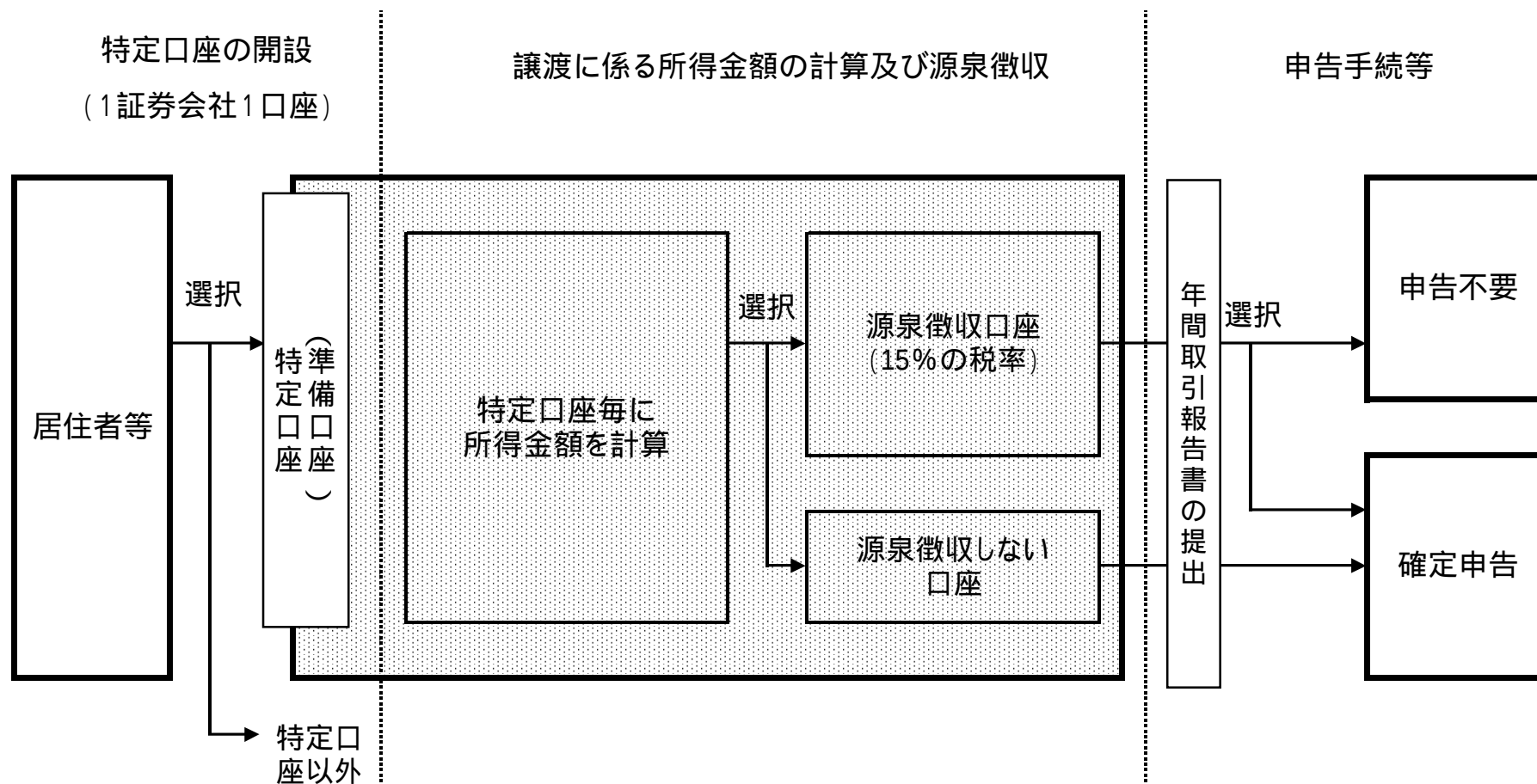
1年超保有上場株式等に係る特例

- ・ 暫定税率 20% → 10%(国税7%、地方税3%)
 - ・ 100万円特別控除
- } 平成17年12月31日まで

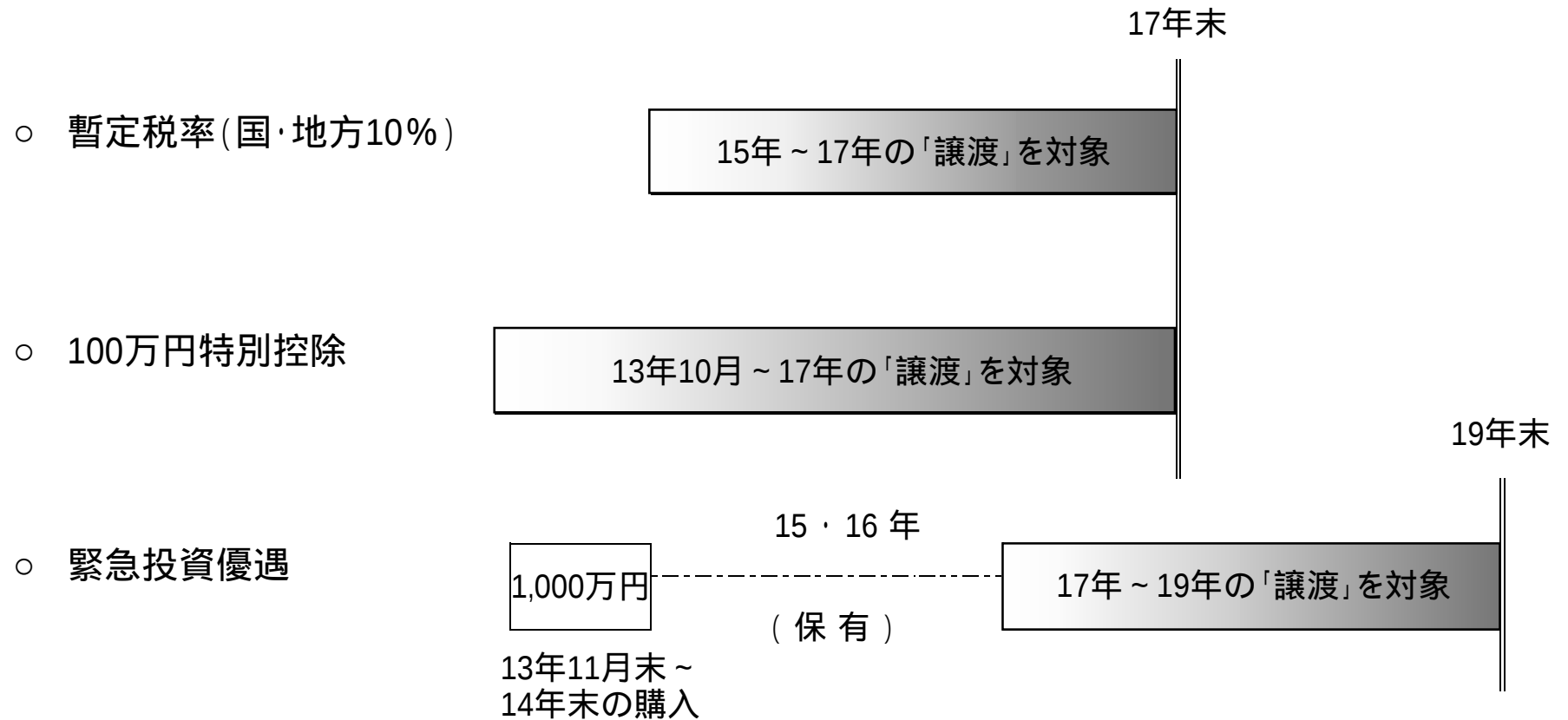
緊急投資優遇措置の創設

一定の要件の下、購入額1,000万円までの譲渡益非課税

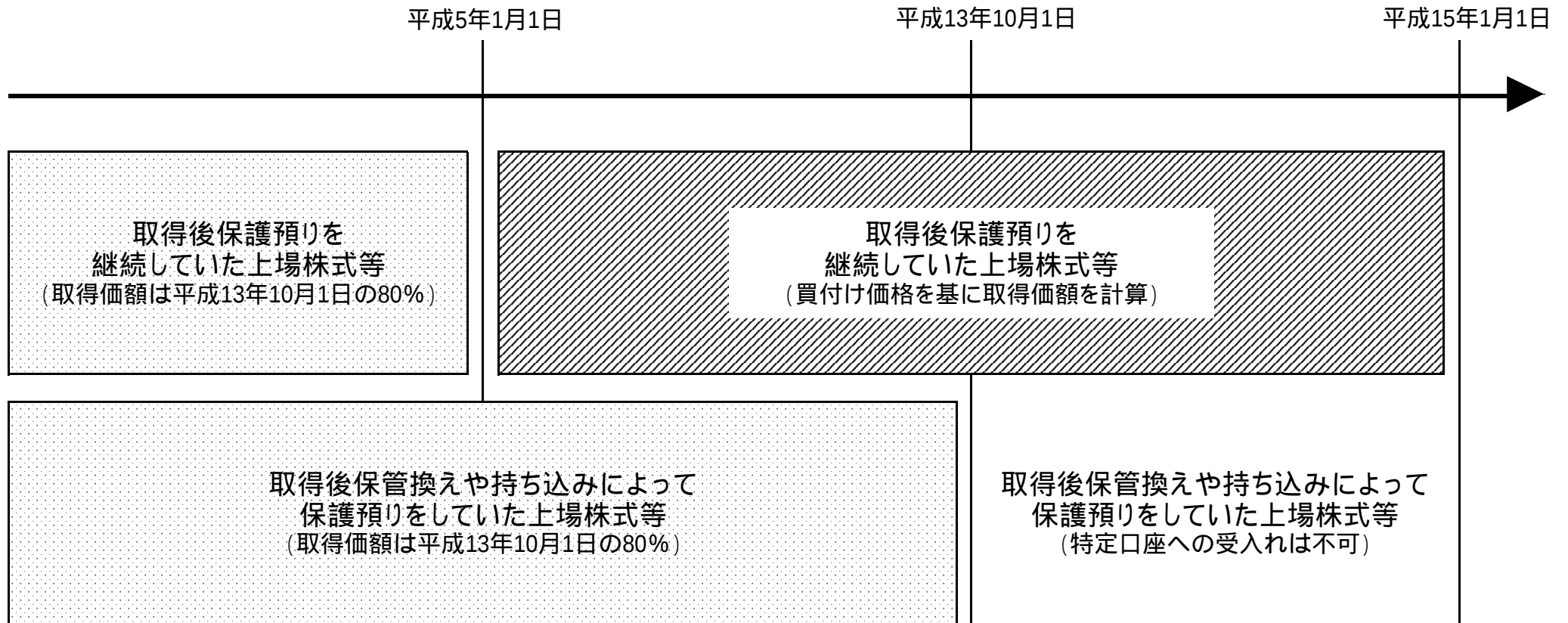
特定口座内上場株式に係る所得計算及び申告不要の特例の創設(平成14年度改正:所得税)
(平成15年1月実施:準備口座は平成14年9月実施)



株式等譲渡益課税の優遇措置の適用時期



特定口座への移管が可能な上場株式等



- 平成14年12月末(最終営業日)までに届出が必要

特定口座実施円滑化プロジェクト・チームについて

趣 旨 特定口座制度の円滑な実施を図る観点から、証券業界からのヒアリング等を行い、制度の仕組みや運用に関する誤解の解消を図るとともに、問題点を早急に洗い出し、必要な改善措置を検討する。

運用面の措置は速やかに実施するとともに、法改正が必要な事項については 15 年度税制改正において所要の措置を講ずる方向で検討する。

日 程 9 月 12 日 立ち上げ

17 日～ 業界ヒアリング（日本証券業協会、証券会社）

メンバー 財務省主税局税制第一課
総務省自治税務局市町村税課
国税庁課税部資産課税課

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
税制調査会

第二 個別税目の改革

一 資産課税等

4．金融税制のあり方

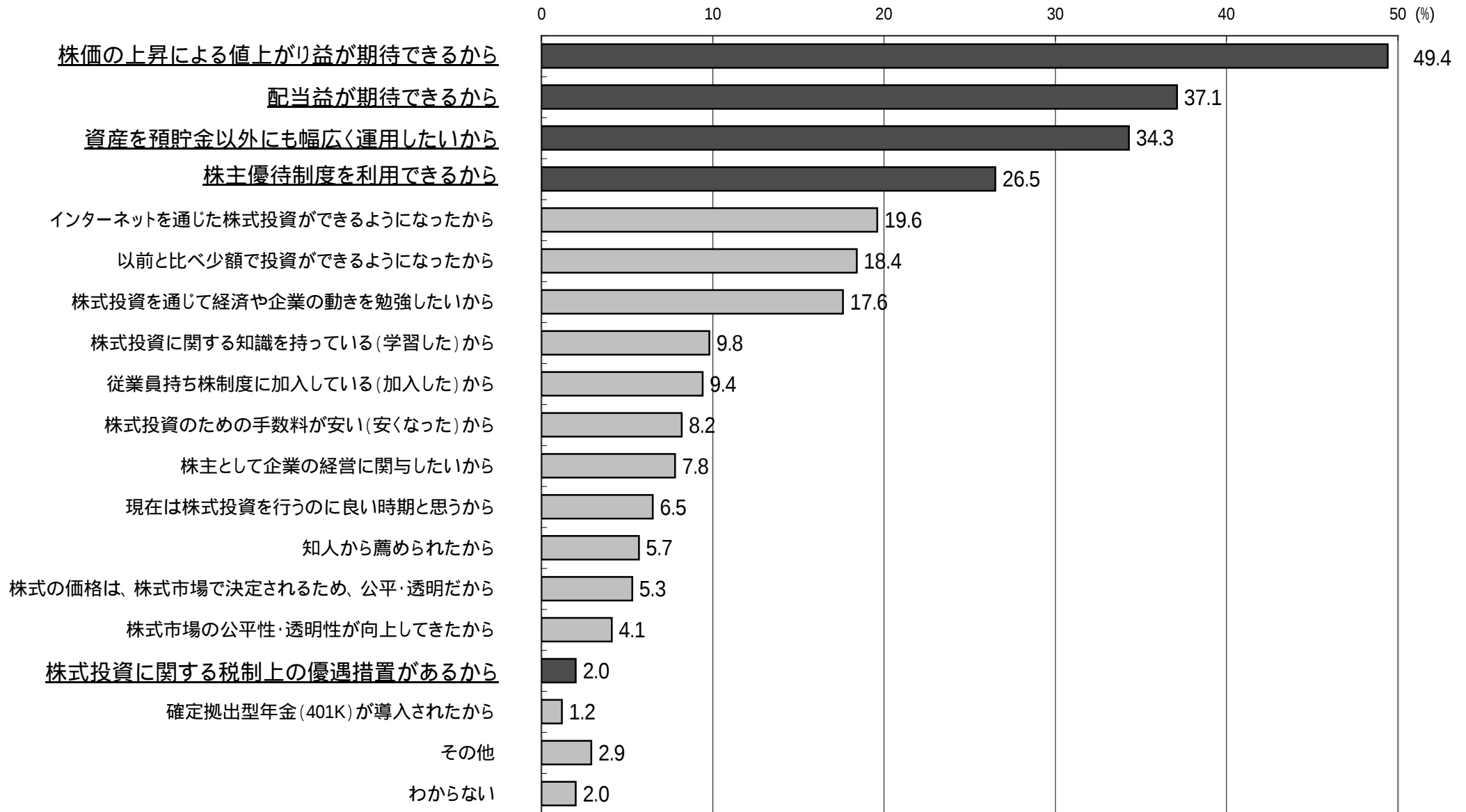
金融資産からの所得に対する課税については、経済のストック化(金融資産の累増)が進展する一方、少子・高齢化に伴い勤労性所得の相対的減少が見込まれており、今後より重要性を高めることとなる。また、わが国金融をめぐっては、現在、そのあり方として「貯蓄から投資への切り替え」が指向されている。

こうした中、金融商品の多様化・複雑化、市場の国際化・電子化、「足の速さ」といった取引の特徴及び事業体（集団投資スキーム）レベルにおける課税との関連に配慮しつつ、金融商品間の中立性や金融分野以外の所得との公平性の確保、更に、制度の簡素化等、現行制度の見直しを検討していく必要がある。なお、その際、納税者番号制度をはじめとする所得捕捉体制の整備があわせて検討されるべきである。

また、「二元的所得税」の考え方や金融税制の「一元化」の是非については、総合課税への移行を目指すこととの関係、資産性所得と勤労性所得に対する課税のバランス等について検討を要する。

株式投資を行いたいと考える理由

(株式で「行ってみたい」、「どちらかという行ってみたい」と答えた者に、複数回答)



(備考) 内閣府「証券投資に関する世論調査(平成14年5月実施)」より作成。

最近の主要国の株価指数の推移



(注) 1. 日本: 日経平均株価(東証225種)、アメリカ: ダウ工業株30種平均、イギリス: FT・SE指数、ドイツ: XETRA DAX指数、フランス: CAC40種平均指数

2. 小泉首相が就任した2001年4月26日の株価指数 = 100としている。